

## みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会設置条例

### (設置)

第1条 みなかみ町全体の産業振興に向けたまちづくりビジョンを策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は町長の諮問に応じ、みなかみ町まちづくりビジョンの策定に関する事項について、調査審議し答申する

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 商業、農業、観光業関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他特に町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、みなかみ町まちづくりビジョンの策定が終了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職務を離れたときは、当該委員はその職を失うものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を進行する。

- 2 委員会は、全委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

### (部会)

第7条 委員長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、委員会に部会をおくことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を委員会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務の代行をする。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり交流課において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。